

東京大学生産技術研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 公募要領

1. 職名・採用人数： 特任研究員 1名
 2. 勤務形態： 常勤（特定有期雇用教職員）
 3. 所 属： 東京大学生産技術研究所 川越研究室
 4. 勤務場所： 東京都目黒区駒場4-6-1
 5. 業務内容： 川越研究室において三菱みらい育成財団「インクルーシブな未来社会をデザインする東京大学 STEAM（※1）型創造性教育プログラム」事業に係る教育データ収集およびデータ分析等を通じた実証研究に従事します。また、教育データ収集にあたっては、次世代育成オフィス（ONG）（※2）と連携しながら、本事業を企画運営し、ワークショップ等の教育活動や教育コンテンツの研究開発を行います。
 - ・実証研究の企画立案・運営
 - ・アンケート調査等による教育効果の測定および教育データ分析による検証
 - ・報告書作成やホームページの更新等、広報普及活動に関する作業
- ※1. Science, Technology, Engineering, [Liberal-]Art[s], and Mathematics の頭文字をとったもので、文系・理系といった枠組みを超え、学校での学習を実社会における問題発見や問題解決に活かしていく能力を育むための新しい教育概念
- ※2. 産官学民連携による次世代のイノベーション人材の育成に向けた STEAM 教育の新しいモデルを創り出すことを目的とし、科学技術のみならず、科学技術の社会的意義や役割を伝えるための教育活動等をデザインし、実施する組織。
6. 応募資格： 以下のすべてを満たす方
 - 1) 研究データの収集・整理・分析の経験がある方
 - 2) これまでに理科・数学教育、あるいはサイエンスコミュニケーション等の企画・実施に関わったことのある方が望ましい
 - 3) 大学院修士課程修了以上の学力を有する方、もしくはこれと同等以上の研究歴を有する方
 7. 任 期： 採用日～令和6年3月31日を予定。
（採用日は、採用決定から1ヶ月以降、できるだけ早い時期となる。）
 - ※雇用契約は年度毎（3月31日まで）で、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ契約を更新する場合がある。
 - ※試用期間あり（6か月）
 8. 給 与： 本学の就業規則に基づき支給。月額30万円以上、経験、業績等に基づき月額40万円を超えない範囲で支給。（業績・成果手当を含む。）通勤手当は、本学の支給要件を満たす場合に支給。昇給制度なし。
 9. 就業日： 週5日勤務（月～金）
 - ※土日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日。

10. 就業時間等：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分、週38時間45分勤務したものとみなす。
11. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
12. 社会保険等：共済組合、雇用保険、労災保険については法令の定めるところにより加入。
13. 提出書類：1) 履歴書(写真添付のこと。本学様式を <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロードの上使用のこと。)
2) 実績または業績リスト
3) これまでの実績または研究概要（A4で2枚以内）
4) 当該分野についての抱負（A4用紙で1枚程度）
5) 推薦書または照会可能者2名の氏名と連絡先
14. 公募締切日：令和5年4月20日（木曜日）23:59（必着）但し、書類が届いたものから審査を行い、締切日より前に採用者を決定することがある。
15. 選考方法：書類による第1次選考を実施後、面接等による第2次選考を行う。面接に必要な旅費、滞在費等は応募者の負担とする。
16. 書類送付先：東京大学生産技術研究所 准教授 川越至桜
E-mail: kawalab[at]iis.u-tokyo.ac.jp（[at]を@に変えてください）
郵送ではなく電子メールで応募書類を提出すること。電子メールの件名を「特任研究員応募」とすること。
17. 募集者名称：国立大学法人東京大学
18. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19. その他：
 - ・応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
 - ・応募書類は原則として返却いたしません。
 - ・本学は男女共同参画を推進しており、業績評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。（ポジティブ・アクション募集）
 - ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。